

湘南むぎばたけ 富士山（箱根山）噴火時の行動計画

1 富士山の噴火

富士山は、1707年12月の宝永大噴火以降大きな噴火は起こっていません。しかしそれまでは、比較的短い期間に規模の大小はあるものの噴火を繰り返してきましたが300年ほど噴火していないことから富士山の噴火は、いつ起きても不思議ないといわれています。このようなことから事業所では、噴火が起きた場合の対応についてまとめました。



2 ハザードマップの見直し

平成16年に富士山火山防災協議会とハザードマップ検討委員会が策定したハザードマップの見直しが令和3年3月に行われ、噴火による影響エリアが変更になったことや蓄積されたデータが示されました。

3 噴火による影響



噴火が起こると様々な影響や被害が発生します。ではどのような影響が起こるのでしょうか。

- ① 停電 発電エリアに降灰が起こると発電機器の使用が困難になり停電が起こる恐れがあり、このことで電気を使用する機器（家電製品や信号機・電車・医療機器等々）が使用不能
- ② 自動車のエンジントラブルの発生による使用不能
- ③ 断水 停電及び浄水場の降灰により水道水の汚濁や停止
- ④ 降灰による農作物の被害
- ⑤ 側溝や下水道の詰まりやオーバーフロー

⑥ 家屋倒壊や雨どいの損壊 降灰後雨が降るとその重みにより家屋の倒壊や雨どいが損壊する恐れ

⑦ 呼吸器系の疾患

以上のように様々な影響や被害が藤沢市域でも発生することが予測されています。

4 藤沢市域の被害予測

1707年の宝永の噴火と同等の噴火が起こった場合、藤沢市域にどのような影響が出てくるのでしょうか。

右図（ハザードマップ）を参照するとわかるように藤沢市は降灰量は30cmエリアにあり、大きな影響が出ることが予測されます。

30cmの降灰があると田畑は全滅し、自動車は、灰の侵入でエンジントラブルが発生し使用が困難となります。家庭では、発電所の稼働停止により電気が使用できなくなり、冷蔵庫やテレビ・洗濯機・パソコン等の電気製品が使用できなくなります。また水道水が供給できなくなり飲料の不足が起こります。

さらに降雨により灰が水分を含むとその重さか

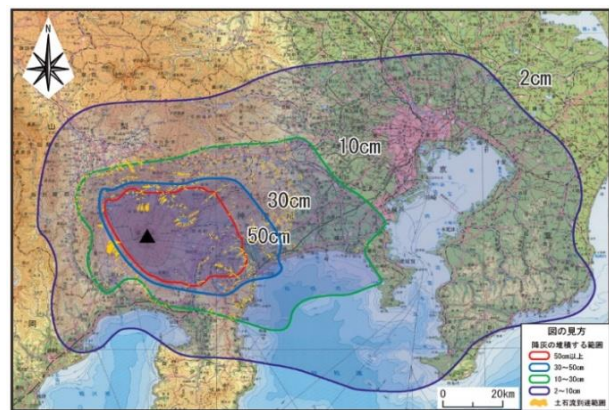
ら木造家屋は倒壊の恐れが起こり雨どいが重さに耐え兼ね壊れる可能性があります。また灰が側溝や下水道に流れ込むとつまりの原因になります。河川では、大量に流れ込んだ灰が川底にたまることやせき止めることで氾濫の原因にもなります。

停電と降灰により公共交通機関も運行が不能となったり、物流がストップし社会経済に大きな打撃となります。

また呼吸器系の疾患が悪化したり、喘息等の健康被害となることも危惧されます。さらにコンタクトレンズを使用している人は、レンズと目の間に微粒子が入り込むことで目の炎症を引き起こす原因にもなり得るともいわれています。

以上のように様々なところに影響や被害が発生し、私たちにとってこれまで経験したことが無い災害となる可能性があります。

さらに広範囲にわたる降灰によりマヒした社会機能を復旧するためには、多くの時間や費用がかかり、被災生活が長期化することも予想されます。



富士山火山防災協議会作成

5 降灰による藤沢市域への影響まとめ

富士山噴火により藤沢市域では降灰により大きな影響がでるものと予測されます。仮に宝永の噴火と同様の火口から噴火した場合、風向きや天候にもよりますが、藤沢市域には数時間から数日にかけて降灰が続くと考えられます。

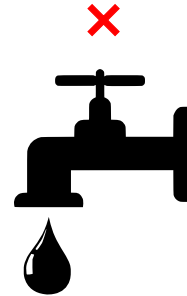
この降灰により次のような被害や注意が必要となります。

(1) 降灰による注意点

降灰が始まると様々な影響がで始めます。また降灰が落ち着いた後も社会インフラの停止等により生活に大きな影響がでるものと予測され、主な注意点は、以下に上げたものになります。したがってこれらについて、生活や施設運営を組み立てる必要が出てきます。

(主な影響や注意点)

- ア 電気の使用が困難になる
- イ 公共交通機関や車両の使用が困難になる
- ウ 水の供給が困難になる
- エ 健康被害がでる
- オ 物流の停止により食料の不足が生じる
- カ 家屋の倒壊や側溝等の詰まり
- キ 河川の氾濫



6 事業所の対応・対策

富士山の噴火警報が出された段階で次のような対応を図ります。

(1) 情報の収集

富士山噴火の警報（注意報）が出されると、情報収集から始めます。情報の収集に当たっては、次の媒体を主に利用します。

- ア スマートフォン防災アプリ緊急速報メール
- イ 藤沢市防災無線
- ウ TV
- エ ラジオ
- オ パソコン

報道速報



(2) 富士山（箱根山）噴火時の対応

富士山の噴火注意報（警報）が施設営業中に出されると事業所は情報収集を行い、降灰等の影響がでるまでに数時間の余裕がある場合は、次の手順に従い利用者の帰宅を開始します。

(降灰まで時間的な余裕がある場合)

- ア 電話またはメールにより注意または帰宅の調整を行います。
- イ 帰宅の可能な人若しくは、自宅での受け入れ可能な人から順次送迎を開始します。
- ウ 連絡が取れない方若しくは受け入れに時間がかかる方については、施設待機になります。
- エ その後受け入れ可能となった段階から順次送迎を行います。

(降灰まで時間的な余裕がない場合)

- ア 電話またはメールにより状況のお知らせをします。
- イ 施設利用者は、施設での待機となります。
- ウ その後情報の収集を行い帰宅の可能性を調整します。

工 帰宅が困難な場合は、引き続き施設待機（状況により避難生活）になります。

注）帰宅先は自宅またはグループホームになります。

（避難場所及び避難生活）

噴火の場合は、施設内が安全と考えられるため、建物内の窓際から離れた場所で待機となります。また灰等の微粒子が室内に入り込まないように窓枠や隙間を布テープやタオル等で目張りします。

（3）必要物品の確保・保管

必要物品については、吸引を防ぐためのマスクの他、自然災害事業継続計画と同様になります。

（主な必要物品）

- ア マスク
- イ タオル
- ウ 布テープ
- エ 飲料
- オ 非常食
- カ ヘルメット



7 事業開始の考え方

噴火による被害や影響は藤沢市域では、降灰が大きいと考えられるため、次の要件が整った段階で事業の再開になると考えています。

- ア 電気・水道・通信等の生活インフラが使用可能になる
- イ 車両の運行が可能になる（送迎可能となる）
- ウ 公共交通機関の運行が可能となる
- エ 食料等の調達がある程度可能となる



以上のような要件が整った段階で順次営業を再開します。なお避難生活等については災害時の事業継続計画（BCP）に準じます。

（参考対策）

- ① 屋根等に積もった灰は洗い流さない。濡れることで重さが増し家屋の倒壊や雨どいの詰まりの原因となるため濡らさずに除去する方法を考える。
- ② 粉塵が舞うことでパソコン等の電子機器が吸引し使用不能となるためビニール等で保護する。
- ③ 窓や入り口は、室内に粉塵が舞い込まないようにテープやタオル等で塞ぐようにする。
- ④ 飲料・食料等非常物品はできれば7日程度備蓄する。
- ⑤ 吸い込むと呼吸器官を痛めるためマスク等を着用する。
- ⑥ コンタクトレンズを使用する人は、角膜を痛める可能性があるため眼鏡を着用する。
- ⑦ 除去した灰は袋に詰めて廃棄する（ゴミ収集）。
- ⑧ 車は粉塵を吸引し走行不能となるため外出に使用しない。
- ⑨ 室内を清掃する場合は掃除機を使用しない。（粉塵が舞う）
- ⑩ 外出する際はヘルメットを着用する。

* 箱根山が噴火した場合も同様の考え方とします。

